

名教委学 第1751号
令和4年1月28日

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」期限延長に伴う「2月1日～2月20日」期間中の部活動等について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、「オミクロン株」による感染拡大が続く中、1月27日付け、沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において「まん延防止等重点措置」期限延長に伴い、沖縄県対処方針が変更されました。

つきましては、「2月1日～2月20日」期間中の市内小中学校の部活動については、下記のとおりとするとともに、令和4年1月11日付け、名教委第1661号は廃止します。

なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

【市内全小中学校】

1 2月1日（火）から2月20日（日）の期間中の部活動については、原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。

- (1) 九州・全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、練習することができる。
- (2) 地区・県大会を控えるチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
- (3) 上記(1)(2)において練習が許可された場合、平日の活動時間は90分以内（早朝練習なし）、土日休日は2時間以内、必要最小限の人数での練習とする。また、学校及び地域の実情に応じた分散登校が行われる際は、登校しない学年等の部活動については行わないこと。（部活動のために、登校することがないようにすること）さらに、学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。

※練習や大会参加にあたり、学校長は下記の点を事前にご指導下さい。

- ・体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
- ・ワクチン接種を希望する生徒には、集団接種会場等を周知すること。
- ・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。

2 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

※県外大会へ参加する際は、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR検査等を受検すること。また、往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと。帰沖後速やかにPCR等検査を受検し、1週間は家族以外の方との会食は控えること。

3 期間中、県内外での練習試合や合同練習は行わないこと。

4 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と市教委で協議すること。

5 社会体育に関する学校施設の開放について
2月1日（火）～2月20日（日）の間中は休止とする。